

- 一 發生ノ場所 笠浦八千代橋 日之本橋向
- 二 工事 道路筋路舗装
- 三 使用労働者 人夫 五十名
- 四 労働者組合 市東自由労働者組合
- 五 發生ノ時 昭和五年十二月廿四日
- 六 状況

本工事ハ終末ノ合符ナルニ至リ比ノ賃金低廉ナリトテ前記組合員須永保等ハ廿四日就業前箱番(人夫休憩所)ニテ一般労働者ヲ煽動シテ別記ノ如キ要求ヲ爲スニトシ決シ午前十時須永等ハ代表トナリテ現場主任ニ口頭ヲ以テ要求シ  
 更ニ正午主任ハ代表ニ答テ「賃金問題ハ考慮ノ餘地ナキ  
 又他人語否ノ意ニ添テ稱答ハハシトノ回答ヲ爲シル上更ニ「諸君カ賤クナラハ本工事ハ亦日限リ中止スレト強圧シタル爲メ代表等ハ憤慨シ大衆ヲ煽動シテ示威的行動ニ出ラント

シタルヲ以テ所據芝三日警署下着ニテハ首謀者タル左記五名ヲ合符シ取調ノ上各頭書ノ通り処分セリ

- 拘留 七日 須永 保
- 合 櫻井 寅
- 合 渡辺 久男
- 檢 査 佐 生 繁 照
- 即時放還 小林 常三郎

本件ハ其後終熄スルモノト認メラレ  
 右及申(通)取也